

資 料

中国裁判事例研究（1）

中国裁判事例研究会
(代表者 小口彦太)

公有住宅購入をめぐる離婚後財産紛争
——唐某と喬某の離婚後財産分割事件
(山東省済南市中級人民法院2003年7月18日判決)——

國谷知史

公有住宅購入をめぐる離婚後財産紛争

——唐某と喬某の離婚後財産分割事件

(山東省済南市中級人民法院2003年7月18日判決)⁽¹⁾ ——

1 はじめに

中国の裁判件数は、近年、刑事・民事・行政のいずれにおいても増えつつけている。特に、中国が市場経済システムへ移行して人々の私有財産が法的に保障されるようになる一方、競争社会が到来して格差が急速に広がったことを背景に、財産をめぐる事件が著しく増加している。そのことは民事裁判においても顕著であり、契約紛争と権利帰属・権利侵害紛争は増えているのに、婚姻家族・相続をめぐる紛争は減ってきている⁽²⁾。さらに婚姻家族紛争では、離婚、婚姻無効、子どもとの面会交流権や養育費をめぐる紛争は減っているのに、離婚による財産分割をめぐる紛争は急増しているのである⁽³⁾。

ここに取り上げる裁判事例は、そうした状況を反映して急増する離婚後財産紛争である。

-
- (1) 「86. 唐世辛訴喬秀云離婚後財産分割案（離婚後財産分割）」国家法官学院・中国人民大学法学院編『中国審判案例要覧（2004年民事審判案例卷）』第403～409頁，中国人民大学出版社（2006）。
- (2) 第1審民事事件受理件数は、2002年が約442万件，2007年が約472万件であった。しかし内訳を見ると、契約紛争が約227万件から約246万件，権利帰属・権利侵害紛争が約87万件から約103万件へと増えているのに比し，婚姻家族・相続紛争は約128万件から約122万件へと減少した。『中国法律年鑑』（中国法律年鑑出版社）2003年版と2008年版による。
- (3) 統計によると，全国の人民法院の2004年，2005年，2006年の第1審受理数はそれぞれ，離婚事件が976,208件，956,313件，984,167件，婚姻無効事件が1,997件，1,614件，1,207件，離婚後の子どもとの面会交流権をめぐる紛争が1,502件，1,440件，1,457件，子どもの養育費をめぐる紛争が23,898件，24,556件，22,839件であり，これらは横ばいないしは微減であったのに比べ，離婚登記後の財産紛争は5,984件，6,893件，8,278件と急増している。程新文，吳曉芳「当前婚姻家庭案件中的若干新情况新問題」民事審判指導與參考2007年第2集（総第30集）第76頁。

最初に中国の裁判所で事件分類がどのようになされているかを見ておくと、夫婦間の財産をめぐる紛争について、本件時点⁽⁴⁾では、婚約に関する財産をめぐる紛争、夫婦離婚登記後財産紛争、財産に関する夫婦の約定（夫婦財産契約）をめぐる紛争、子・配偶者の扶養をめぐる紛争、に分けていた。これを改正した現行の民事事件分類規定⁽⁵⁾でもほぼ同様であるが、夫婦離婚登記後財産紛争を離婚後財産紛争（[12. 離婚後財産紛糾]。以下〔 〕で中国語原文を示すことにする。）とし、離婚後損害賠償紛争を別に立てるなど、分類がやや詳しくなっている。

次に離婚後財産紛争の定義であるが、それは、当事者双方が離婚の時、婚姻関係存続期間に形成された夫婦共同財産に対して分割をおこなわず、または分割をしたことはしたが、離婚した後になって財産分配問題をめぐって生じた紛争をいう。後者には、離婚協議の財産分割関連条項の履行をめぐる生じた紛争と、協議離婚後1年以内に財産分割問題で後悔し翻意して財産分割協議の変更または取消を請求してきた場合が含まれる⁽⁶⁾。さらに、婚姻関係終了後になって一方が、婚姻関係存続期間に存在していたのに離婚時には分割されなかった、他方の財産を発見したことによって、引き起こされた紛争も含まれている⁽⁷⁾。

管見した限りでは、離婚後財産紛争の裁判事例には、次のようなものがある。

① 裁判所の調停により離婚したが、そこでは財産分割の協議をしていなかったとして訴訟となった事件⁽⁸⁾のように、離婚と財産分割を切り離し、離婚成立後に改めて財産分割をめぐる争う事件

② 子の扶養と財産分割を結び付け、父と母のどちらが子を引き取って扶養するのかを決めたうえで離婚協議を達成したのに、離婚後に子を扶養する者の変更があったので財産分割のやり直しを求めた事件⁽⁹⁾のように、協議離婚後

(4) 最高人民法院「民事案件案由規定（試行）」（2000年10月30日通知）。

(5) 最高人民法院「民事案件案由規定」（2008年4月1日施行）。

(6) 最高人民法院研究室『最高人民法院《民事案件案由規定》適用手冊』第28頁，法律出版社（2008）。

(7) 曹建明編／最高人民法院民事案件案由規定課題小組編著『最高人民法院民事案件案由規定理解與適用』第35頁，人民法院出版社（2008）。

(8) 韋恩光訴謝建設分割夫妻共同財產糾紛案、『中国審判案例要覽（2005年民事審判案例卷）』中国人民大学出版社（2006）所収。

(9) 尚翠紅訴閻斌夫妻登記離婚後重新分割財產案，同前所収。

になって協議内容の変更が生じたため改めて財産分割を申し立てた事件

③ 婚姻法47条1項にもとづき、夫婦共同財産の分割を求めるものであるが、これには、前述①と同じように離婚判決を得た後に別途財産分割を求める訴えを提起したもの⁽¹⁰⁾と、本件のように離婚協議では財産分割の対象とならなかった財産をめぐって、相手方に隠匿行為があったとして離婚後に分割を請求する事件、がある。

婚姻法47条1項は次のとおり規定している。

「離婚にあたって、一方が夫婦の共同財産を隠匿、移転、売却、毀損し、または他方の財産の侵奪を企て債務を偽造した場合に、夫婦共同財産を分割するときは、夫婦の共同財産の隠匿、移転、売却、毀損または債務の偽造をした一方に対しては、少なく分割するか、分割しないとすることができる。離婚後、他方が前記の行為を発見したときは、人民法院に訴訟を提起し、夫婦共同財産の再分割を求めることができる。」

本件は、47条1項2文にもとづき、離婚後に一方が他方の隠匿していた夫婦共同財産を発見したとして、その分割を求めたものである。ただし、そこで主として争われたのは、隠匿があったかなかったかということではなくて、住宅制度改革による払い下げの対象となった住宅が、夫婦共同財産なのか、それとも個人特有財産なのか、という係争住宅の性質ないし帰属の認定の問題であった。

2 事 案

2.1 概 要

1996年12月に再婚した夫婦 X（原告一被上訴人）と Y（被告一上訴人）は、それぞれ結婚前から別個に公有住宅〔公房〕（杜宅・官舎の類）を賃借していた。2002年3月に Y は人民法院に離婚訴訟を提起し、裁判所の調停により協議離婚した。その際の財産分割協議において、XY 所有の住宅については夫婦共同財産として分割の対象とし、X が住宅を取得する代わりに Y に対して住宅補償金を支払うこととした。この住宅（以下「X 住宅」という。）は X が結婚前から賃借していたもので、結婚後に XY 両者の住宅制度改革優遇措置（勤続年数による代金減額等）を利用して XY が共同で購入したものであった。一方、離婚協議では、Y が X と再婚する前に前夫（死別）とともに賃借

(10) 何曉俊訴華軍離婚案、同前所収。

していた公有住宅（以下「本件住宅」という。）に触れることはなかった。しかし Y は、本件住宅について X との婚姻関係存続期間中の1999年11月に、住宅制度改革による第2期住宅払い下げに申請して手付金を納入、これを購入しようとしていた。そのときは受理されることはなかったが、その後 Y は再び、XY の婚姻関係存続期間中の2001年7月に開始した第4期住宅払い下げに申請して、今回は受理された。そこで Y は、X と離婚した後の2002年9月に住宅代金を納入して本件住宅の所有権を取得していたのであった。

協議離婚後、X は、本件住宅について Y が協議時に「故意に隠していた」ため分割することができなかったとして、離婚後の夫婦財産分割を求める訴えを提起した。X は、本件住宅が夫婦共同財産であること、手付金と購入代金がともに XY の共同収入から支払われていること、を主張した。

これに対して Y は、手付金は前夫の残した金であり、購入代金は X から離婚後に受け取った X 住宅についての住宅補償金（Y の個人財産）の中から支払ったものであるから、本件住宅は Y の個人財産であると、抗弁した。

第1審は、本件住宅の購入時期について、Y が申請書に申請年月日を記入しなかったため確定することができないので、第4期の開始日に Y が申請をおこない、手付金を支払い、所有することとなった、と推定したうえで、第4期開始日（2001年7月）が XY の婚姻関係存続期間（1996年12月～2002年9月頃）内であったことから、本件住宅は XY の婚後夫婦共同財産であると認定した。また、手付金は XY 婚姻関係存続期間に夫婦の共同収入から納付したものであり、一方、購入代金は Y が離婚後に個人財産から納付したものであると、認定した。そして、XY 夫婦共同財産である本件住宅は、離婚後に Y が取得する一方、X には Y から分割にもとづく住宅補償金が支払われるものとしたが、住宅補償金の額については、X の主張を認め、離婚協議時に Y には本件住宅を隠匿する行為があったとして、住宅補償金は価格の2分の1ではなく、それよりも多くなければならないとした。

2.2 判決の要旨

第2審は、まず本件住宅の性質について、次の理由から Y の個人財産であると認定した。

済南市の規定では、現に賃借している住宅の購入（払い下げ）を申請する場合、夫婦がそれぞれ〔戸口〕（戸籍と訳す場合もあるが、住民登録に相当するものである。）を別にして各々公有住宅を賃借して住んでいるときであっても1戸として合わせて数えるものとし、各戸1回に限って払い下げを受けること

となっていた。XY は夫婦としてすでに X 住宅を購入してしまっていたので、Y は X との婚姻関係存続期間に本件住宅の払い下げの申請ができなくなっていた。したがって Y が本件住宅の払い下げ申請をおこなえた時点では、Y は X と離婚していたこととなる。

Y が「記入した済南市住民現住住宅（合資建設住宅）購入申請書の中には記入年月日が明記されていないとはいえ、『配偶者氏名』欄に『離別』と記載され、かつ、『勤続年数割引額』と『勤続年数調整額』の箇所はともに『0』となっている。このことから、上訴人は離婚してはじめて住宅制度改革に参加、済南市某所にある301号室を購入することができ、一方、勤続年数割引等の優遇政策を受けることはできなかったことを知ることができる」。ゆえに、本件住宅は、「上訴人が離婚後に購入した個人住宅であると認定すべきであり、上訴人の所有に帰すべきである。そうである以上、上訴人に共同財産を隠匿する行為もなかったことになる」。

次に住宅購入手付金 1 万 200 元について、XY の婚姻関係存続期間に納入されたものであることから、XY で分割すべきであり、Y は半分の 5,100 元を X に支払わなければならない。

3 解 説

3.1 趣 旨

中国の裁判事例〔案例〕を検討するにあたって、始めに断っておきたいことがある。それは、中国の人民法院は上級および同級の人民法院のおこなった裁判に先例として拘束されることはなく、したがって法源の 1 つとしてのいわゆる「判例」は認められないということである。

最高人民法院が1999年から計画的に取り組んできた司法改革の中で、法の適用規準の統一、下級人民法院の裁判活動に対する指導および法理論の発展等に寄与するため、重要な裁判例・判決例に先例としての機能を果たさせようとする主張があり、「裁判事例指導制度〔案例指導制度〕」などが模索されていた⁽¹¹⁾が、それは普遍的な制度として確立してはいない⁽¹²⁾。一方、裁判実務

(11) 最高人民法院「人民法院第二箇五年改革綱要（2004—2008）」（2005年10月26日）第13条。

(12) 中国の「案例」をめぐる議論に関しては、早稲田大学比較法研究所「中国裁判事例研究」の第1回研究会（2009年4月25日）において但見亮氏から多くを教えていただいた。但見亮「『案例指導』の現状と機能」本誌第1頁以下を見

上、「司法の独立」をめぐる議論も十分におこなわれず⁽¹³⁾、「裁判官の独立」を核心とした「裁判所の独立」が認められていない中国裁判制度にあっては、重要な裁判例・判決例に先例として従うという一般的慣行が成立するはずはなく、公表されている裁判事例に法源としての機能を見いだすことはできない⁽¹⁴⁾。

では、本件を紹介し検討する意味はどこにあるのか、ということになる。

筆者が本件を取り上げる趣旨は、次の2つの点にある。第1は、裁判規範がどのように形成されているのかを裁判所のレベルで個別具体的事件に即して観察したいということ、第2は、人民法院が対応に苦慮している難問の1つ、離婚後財産紛争を紹介して、変化の激しい中国で裁判所が直面している状況の一端を明らかにしたいということである。

第1の点について、本件は現行婚姻法施行(2001年4月)後の事件ではあるが、時期的に微妙な時期のものである。というのは、夫婦財産分割の問題だけに限って見ても、本件裁判後に婚姻法に関する公権的解釈が数多く出されているからである。本件の時点では、その最初である最高人民法院の司法解釈も出していない。したがって本件はまさに現行婚姻法体系の形成初期の、裁判規範が形成・整備され始める時期に位置しているといえる。

第2の点について、本件では、それまで賃借していた公有住宅を住宅制度改革による払い下げを受けて賃借人が買い取った場合の、その住宅が夫婦共同財産であるかどうかの問題となっている。都市部の住宅制度改革は90年代前半に開始、1998年から全面的・本格的に進められた。改革が進められる中で、住宅制度改革による払い下げ公有住宅については、購入資格・手続や所有権の性質・構成・移転などをめぐって裁判実務上、解決・処理のむずかしい問題が存在することが明らかとなっていく。そのため、最高人民法院の司法解釈等で特に取り上げられて問題の分析と法的対応の検討が図られているところなのである。

よ。

(13) 拙稿「中国の司法改革はどこへ行く」中国研究月報2009年2月号。

(14) ただし、個別具体的事件では実際上、裁判官が法創造をおこなっている例もあり、その是非について議論がある。崔国斌「知識産権法官造法批判」中国法学2006年1期など参照。

3.2 裁判規準の形成

3.2.1 婚姻法と司法解釈

離婚に際しての夫婦共同財産の分割は、消極財産（負債）を除いた積極財産（資産）だけに限っても、中国が法定夫婦財産制として所得共通制〔婚後所得共同制〕を採用していることから、厄介な問題となっている。

中国現行の婚姻法は2001年に改正された。改正の目玉の1つは所得共通制を法定夫婦財産制として整備することにあり、「夫婦が婚姻関係の存続期間に得た」財産は原則として「夫婦の共同所有」としたうえで、「一方の婚前財産」や「専用の生活用品」、一方のみを指定した遺産・遺贈など、夫または妻が個人所有する財産（個人特有財産）を列記して両者を厳格に区別した（17条・18条）⁽¹⁵⁾。

夫婦共同財産となる「夫婦が婚姻関係の存続期間に得た」財産には、①賃金、報奨金、②生産・経営活動の収益、③知的財産権の収益、④相続または贈与によって得た財産（ただし特に一方を指定している場合は除外）、⑤共同所有とすべきその他の財産、がある（17条1項）。このうち①から④は立法者側の解釈によってもかなり広義に理解されており⁽¹⁶⁾、その意味内容を裁判所は解明し確定していく必要がある。⑤の概括規定は裁判実務の中で具体的に内容を詰めていかなければならない。要するに、具体的に何が夫婦共有の財産になるのか、を判断する規準としては、現行法規では解釈の余地が広すぎて、個々の事件を解決・処理するにあたって各人民法院が互いに矛盾するような解釈をおこなうことにもなる。その一方で前述のとおり、最近、夫婦共同財産の分割をめぐる争いが増えていて、人民法院はこうした婚姻法規を現実の事件に適用する必要に直ちに迫られている。そこで最高人民法院は、裁判における法規範の解釈・適用を統一するため、2003年12月、婚姻法に関する司法解釈（2）（以下「司法解釈（2）」という。）⁽¹⁷⁾を出した。

司法解釈（2）は、婚姻法改正後2年間の調査研究をもとに制定されたもの

(15) 拙稿「中国夫婦財産制に関する一考察—離婚時の夫婦財産の分割を中心として—」中国研究月報60巻12号（2006.12）第1頁以下を参照。

(16) 改正とほぼ同時に出版された立法担当者による解説書では、「ここでの『賃金、報奨金』は広義に理解しなければならない」などという。胡康生主編『中華人民共和国婚姻法釈義』第64頁以下、法律出版社（2001）。

(17) 最高人民法院關於適用《中華人民共和國婚姻法》若干問題的解釋（二）（2003年12月25日）。

で、各地方の人民法院の抱える解決困難な問題—例えば同居関係、婚姻無効、財産分割および離婚損害賠償など—について規定している。その中に定められた財産の帰属と分割に関する規定を見ると、婚姻法にまったく規定されなかった問題もあれば、婚姻法の規定に必要な解釈を加えるものもあることが分かる。

まず、婚姻法に見られないものとして、結納〔彩礼〕に関する規定が置かれている。結納は現在の中国社会で普遍的に見られる習慣であるが、破談となった場合に結納をめぐる紛争が生じたとき、どのように処理するか、婚姻法は規定を置いていない。そこで司法解釈（2）は、結婚の前後に分け、結婚前であれば結納は返還する、結婚後（結婚登記後）であれば返還されない、を原則とした。そのうえで、結婚後について、共同生活が始まっていないことと、結納のために給付者が生活困難に陥っていること、の2つの場合は、例外として返還すべきものとした（10条）。

次に、婚姻法の解釈である。財産の帰属の問題では、第1に、婚姻法17条の規定を解釈して、同条1項5号の「共同所有に帰すべきその他の財産」の範囲が明らかにされた。一方が個人財産を投資して取得した収益や双方の住宅手当・住宅積立金、養老保険金・破産時の生活安定補償費を夫婦共同所有とした（11条）。第2に、同条1項3号の「知的財産権の収益」の範囲を、「婚姻関係の存続期間に実際に取得し、または取得できることがすでに明らかになっていた財産的性質の収益」とした（12条）。第3に、婚姻法18条の個人特有財産に関して、軍人の問題を特にとりあげ、その傷害・死亡保険金、傷害補助金、医療生活補助費を個人特有財産と確認した（13条）。第4に、住宅所有権の帰属の問題について、一方が結婚前に賃借し、結婚後に夫婦共同財産で購入した住宅の所有権の帰属の問題が定められた（19条）。これについては後述する。

財産の分割問題および紛争処理原則については、第1に、軍人復員費・転職費がとりあげられ（14条）、第2に、夫婦共同財産によって取得した株式、債券、投資ファンドなどの有価証券と非上場株式会社の株式、一方の名義で夫婦共同財産を有限会社または組合企業、単独出資企業に出資したときの出資持分（株権）や出資額の分割方法が定められた（15条～18条）。また、離婚事件において夫婦が婚姻関係存続期間に購入した住宅の価値と帰属についての処理原則が定められている（20条）。

3.2.2 地方人民法院による法形成

このように最高人民法院の司法解釈は、法規範の内容を充実・補足している

だけでなく、法の空白部分を埋めているのであるが、それはさらに地方人民法院においても高級人民法院の指導意見等という形式をもって継続されている。

例えば、上海市では、上海市高級人民法院の「最高人民法院司法解釈（2）を適用するについての若干の問題に関する解答」（2004年9月7日）⁽¹⁸⁾で、離婚訴訟における住宅問題について、次のような具体的問題に答えている。第1に、離婚訴訟において、結婚前に一方またはその親が賃借し、結婚後に夫婦共同財産で購入したときの、その住宅の使用権価値の帰属と処理をどのようにするか。第2に、子どもの結婚のために親が支出した住宅購入費用は、子どもへの贈与になるのかどうか。また、当事者が結婚した後に親が双方のために住宅購入費用を出してやったときに、財産権利証書が夫婦の一方の名義になっているとき、親からの住宅購入費用は夫婦の一方のみへの贈与であることを明確に表示したものと認定することができるのかどうか。第3に、一方が結婚前にローンを組んで住宅を購入した場合、結婚後に夫婦が共同で返済したときには、これを離婚訴訟でどのように処理するか、といった問題である。

第1の問題は、上海市で公有住宅の使用権が市場取引され、所有権ではなく使用権も一定の交換価値を有しているという実情を踏まえ、このような住宅を離婚にあたって分割するとき、賃借時の使用価値を一概に考慮しないというのでは公正を失するのではないか、という問題である。

こうした上海市高級人民法院の文書は、いわゆる「判例」に相当する人民法院の公権的解釈と位置づけられようが、このレベルに到らないまでも、地方各級人民法院は、それぞれ裁判実務上の問題を調査し検討を加え、それを公表してきている。例えば、北京市の基層人民法院は、ローンで購入した住宅・自動車の分割問題が大量に出現して問題となっていることや、離婚事件での株式（出資持分等を含む。）の分割問題のむずかしさを指摘している⁽¹⁹⁾。また、江蘇省高級人民法院の調査では、結納の処理と夫婦共同財産の認定のむずかしさ

(18) 上海市高級人民法院關於最高人民法院關於適用《中華人民共和國婚姻法》若干問題的解釋（二）若干問題的解答（一），同（二），2004年9月7日公布。また、上海市高級人民法院婚姻家庭糾紛弁案要件指南（2005年3月4日），上海市高級人民法院關於審理婚姻家庭糾紛若干問題的意見（2007年3月15日），等々を参照。

(19) 北京市海澱区人民法院民二庭「《婚姻法》修訂實施以來新類型婚姻案件分析及審理對策」法律適用2004年10期（總第223期）第21～24頁。また、吳小成主編／北京市第一中級人民法院民一庭編著『婚姻法適用與審判實務』中国法制出版社（2008年）を参照。

が報告されており、後者では、違法建築物に対する認定と処理、離婚時の住宅の権利帰属の認定、有限会社への出資が取り上げられている⁽²⁰⁾。

3.2.3 住宅問題

本件で問題となっている都市部の住宅は、住宅制度改革前、国または社会が保障するものであった。一般に所属組織から配分され、一応は家賃を払うことになっていたが、かなり低い額に抑えられていた。それが住宅制度改革の進展にともない、1998年からの持ち家制度の徹底とともに、住宅の多様化が進む。市場で購入した商品住宅、低所得者向け優遇価格の経済適用住宅、そして本件のような所属組織の賃貸公有住宅を住宅制度改革による福利政策にもとづいて購入する払い下げ公有住宅を区別する必要がある、こうした住宅の多様性から住宅の権利帰属の認定は複雑なものとなっている。とりわけ住宅制度改革による住宅やローンで購入した住宅の場合などは、権利帰属をめぐる法律問題が盛んに議論されている。

本件は代金を全額支払っているので問題とはなっていないが、後者の、とりわけ結婚前に一方がローンを組んで購入した住宅の問題は、次の3つの場合に分けて論じられている⁽²¹⁾。

第1に、一方が結婚前に個人財産で購入したが、離婚時にまだローンが残っている場合。財産権登記が自己の名義になっていれば個人財産であり、ローンの残額は個人債務となる。ただし、結婚後に配偶者がローン返済に出資しているときには、これを返還しなければならない。

第2に、財産権登記が一方の名義になっているが、結婚前に他方も出資していた場合。他方配偶者が出資したことを証明できるときには、財産権は登記名義者である一方の個人財産に属し、返済していないローンはその個人債務となるが、他方の出資分は返還しなければならない。

第3に、財産権登記が一方の名義になっているが、結婚前の住宅購入時に共同所有とする旨の約定をなし、それを前提に出資がされている場合。その証明がなされれば夫婦共同財産と認定され、ローンは夫婦共同債務となる。

(20) 江蘇省高級人民法院民一庭「江蘇省法院婚姻家庭案件審理若干問題的調查報告」民事審判指導與參考2007年第3集(総第31集)第178~181頁。

(21) 庄毅「試析離婚案件中的房產分割難點問題」, 中華全國律師協會民事專業委員會編『婚姻家庭法律師實務(第2輯)』第406・407頁, 中国法制出版社(2008)。

3.3 本件の争点

3.3.1 原告の主張と法院の認定

第1審で原告Xは、被告Yが本件住宅を「故意に隠していたことを知ったので、当該住宅を分割するよう求め」ている。Xがこのように主張したのは、本件の場合、訴訟上の調停によって協議離婚していて、人民法院の財産分割に関する調停書に法的効力が生じていたため、再分割の請求をしようとすれば、婚姻法47条1項2文にもとづく外なかったからである。

ちなみに司法解釈(2)は、一方が協議離婚後に財産分割をめぐる後悔し翻意して、財産分割協議の変更または取消しを請求する場合、離婚後1年以内であるならば、人民法院はこれを受理するが、財産分割協議締結時に詐欺・強迫等の事情があったことを発見できなかったなら、人民法院は請求を棄却することを規定している(9条)。

ここで注意すべき点は、当該規定は、人民法院による調停の場合を含んでいないことである。訴訟上の調停による協議は、裁判官の審査を経ているので「双方当事者の意思表示の真実性」と「合意内容の適法性」が保証されている。それ以外の、婚姻登記機関で形式的審査を経ただけの協議では、合意形成の過程で詐欺や強迫等によって双方当事者の意思表示が真実でないものであったり、合意内容が適法でなかったりするおそれがある。そのため当該規定により、後者についてのみ「一定の司法救済の途」が設けられたのである⁽²²⁾。

さて、本件の争点となったのは、次の2点である。

第1に、本件住宅が夫婦共同財産であるのか、それともYの個人特有財産であるのか。

第2に、夫婦共同財産であったとして、離婚協議時にYはそれを「故意に隠していた」かどうか。

第1の点は第2の点を検討する前提となっている。判決要旨のとおり、Yの個人特有財産であると認定されたなら、そもそも「故意に隠していた」問題が生ずる余地はない。

さらに、第1の点については、手付金および住宅購入資金は夫婦共同財産から出されていたかどうか、それは婚姻関係存続期間中に支出されていたのかどうか、等の夫婦共同財産の判定基準をめぐる問題を前提としている。

(22) 黄松有主編／最高人民法院民事審判第一庭編著『最高人民法院婚姻法司法解釋(二)的理解與適用』第81頁、人民法院出版社(2004)を参照。

第1審では本件住宅の取得を婚姻関係存続期間としたが、第2審では取得時期を離婚後と認定して、本件住宅をYの個人財産であるとした。

個人財産であるとした第2審の根拠は、本件住宅が住宅制度改革による住宅であることから、所在する済南市の関連政策と、購入申請書の記載内容であった。

つまり、済南市公有住宅売却実施細則第4条によると、再婚夫婦が賃借している公有住宅を住宅制度改革により購入しようとするとき、それぞれ別個に1か所ずつ合計2か所を賃借していたとしても、購入申請は1家族として1か所1回に限られる⁽²³⁾。そのため、XYは夫婦としてX住宅を購入してしまっているのに、Yは婚姻期間中、本件住宅の住宅制度改革に参加して払い下げを受けることができなかった。ただ、手付金だけは留め置かれた。

一方、申請が受理された際の購入申請書には、「配偶者氏名」欄に「離別」とあり、また「勤続年数割引額」と「勤続年数調整額」の欄は「0」となっていた。所属組織から割り当てられ賃借してきた住宅を買い取る場合、購入者の勤続年数に応じた補助が与えられる。福利政策の一環として所属組織がコストの一部を負担するものであるが、この優遇措置をX住宅購入に使ってしまったので、「0」になっていたのである。

以上のことから申請が受け付けられた時期、すなわち購入手続開始時期は、婚姻関係存続期間中ではなく、離婚後である、と認定されたのであった。ただし、手付金は、Yが証明できなかったので、婚姻関係期間中に夫婦共同財産から支払われていると認定されている。

3.3.2 住宅制度改革による購入住宅の性質・帰属

住宅制度改革による住宅の属性認定について、婚姻法の規定から明瞭に読み取れるのは、次の3つの場合だけである。

第1に、夫婦が結婚後に共同で賃借した住宅を、夫婦共同財産によって購入したときは、夫婦共同財産である。

(23) [済南市出售公有住房実施細則]第4条(原文では「第47条」となっている。)第1項「本市の市区城鎮常住住宅口を有する住民は均しく住宅財産権組織に対して現に賃借している住宅を購入することを申請することができる。住民が公有住宅を購入するについては自発的意思の原則を堅持し、戸を単位(夫婦双方がそれぞれ戸口を別にし、別個に公有住宅を賃借して住んでいるときには、合併して計算するものとする。)として、各戸1回に限って購入するものとする」。

第 2 に、夫婦の一方が結婚前に賃借した住宅を、結婚前に個人財産によって購入したときは、個人特有財産である。

第 3 に、夫婦の一方が結婚前に賃借した住宅制度改革対象外の住宅および結婚後に夫婦が共同で賃借した住宅制度改革対象外の住宅を、夫婦の一方が結婚後に個人財産によって購入したときは、個人特有財産である。

このように婚姻法は、住宅制度改革による住宅については、結婚した後に夫婦共同で賃借し夫婦共同財産によって購入した住宅が夫婦共同財産であること、および一方が結婚前に賃借し結婚前に自己の個人財産によって購入した住宅が個人特有財産であること、を定めたにすぎない。

その後、司法解釈（2）19条は次のとおり規定した。

「一方が結婚前に賃借し、結婚後に共同財産によって購入した住宅については、住宅権利証書が一方の名義で登録されているときにも、夫婦共同財産であると認定しなければならない。」

公有住宅に限らず、一方が結婚前から賃借してきた住宅を結婚後に夫婦共同財産によって購入した場合、その住宅は夫婦共同財産となる、ということである。しかしながら、同条は、購入に個人財産を用いたときのことには触れていない。

同条起草にあたっての意見聴取の段階では、いくつかの反対意見が見られた。一方が賃借してきた公有住宅を結婚後に夫婦共同財産で購入した場合について、福利政策の措置による住宅を結婚前から一方が賃借している場合はこれを婚前財産とすべきであるという極端な主張があった外、個人財産によって買い取った場合は個人特有財産とすべきであるという主旨の、次のような意見も出されていた⁽²⁴⁾。

「住宅制度改革の対象住宅は、組織が従業員の職務、勤続年数、家族数など多くの要素を総合的に考慮して従業員に与えた福利であり、住宅制度改革の政策によって売却するとしても、それは依然としてこの福利政策の延長線上にある。国は長年、低賃金制を実行してきたが、現在、コスト価格で従業員に住宅を売却しているのは、長年蓄積されてきた賃金差額を従業員に一度に補助し支給するに等しい。それゆえ、結婚後まもなく住宅を購入した人についていうと、この住宅は實際上、住宅購入の一方が結婚前の賃金で取得し購入した婚前財産なのであるから、他方が当該住宅に対し、婚姻関係存続期間に代金を払っ

(24) 前掲注22第175・176頁を参照。

たことだけを根拠に、それは夫婦共同財産であると主張するならば、不公平である」。

住宅制度改革による公有住宅払い下げは、福利政策の延長線上にあるため、最高人民法院も司法解釈（2）で明確な規準を示すことはせず、次のように述べるに止めている。

「われわれは、この問題に対して簡単に1つの明確な結論を下すわけにはいかず、一方が結婚前から賃借していた住宅を結婚後に個人財産によって購入した場合の、住宅の権利帰属の認定問題は、そこに含まれている状況がかなり多様で、政策性が強いことから、人民法院は認定と処理にあたって十分慎重でなければならない、と考えている」⁽²⁵⁾。

3.3.3 取得時期

本件住宅が夫婦共同財産なのか、それとも個人特有財産なのか、を判断する基準の1つは、その取得時期にあった。ところが本件における人民法院の判断には、疑問が残る。というのも、取得時期を所有権取得の時期とはせず、住宅購入手続開始の時期としているからである。

夫婦共同所有を定めた婚姻法17条は「夫婦が婚姻関係の存続期間に得た」財産を夫婦共同所有としている。その後、司法解釈（2）は、住宅制度改革にかかわる夫婦財産分割において「所有権」を問題とし、2007年10月に施行された物権法は、不動産物権の変動について登記を効力発生要件とすることを原則としている（9条1項）ので、現在では所有権移転（登記）の時期が基準となると思われる。

一方、当時であっても、都市住宅権利帰属登記管理弁法〔城市房屋権属登記管理弁法〕（1997年10月建設省）が「住宅権利帰属証書は、権利者が法により住宅所有権を有し、かつ、住宅に対して占有、使用、収益および処分の権利を行使することについての唯一の適法な証明である。」（5条1項）と規定していることから、登記の時期が権利取得の時期となることは同様であった。

それにもかかわらず第1審の判決理由では、Yが住宅制度改革に参加することによって「2002年9月に所有権を取得した」本件住宅といたしながら、その一方で、「済南市住宅制度改革弁公室の住宅制度改革による住宅購入に関する政策的解釈にもとづけば、Yは住宅購入の手付金を納入した後、住宅購入手続に入ったとみなされるのであり、住宅制度改革による払い下げを申し込んだ

(25) 同前第178頁。

住宅は申請者〔房改人〕が所持〔拥有〕するものとなる。〕とした。そして、当該住宅制度改革の開始日である2001年7月1日に参加したものと推定し、それが婚姻関係存続期間であることから、本件住宅を夫婦共同財産と認定している。つまり、所有権取得時期ではなく、住宅購入手続の開始時期を基準としているのである。

第2審は、住宅制度改革への参加が離婚後であったとして、その後の所有権取得時期を問題とすることもない。

第2審の山東省済南市中級人民法院の趙軍蒙は、本件「解説」において、当時の住宅制度改革についての政策を熟知し正しく理解しなければならないことを強調する。そして、政策上、住宅購入手続開始時期を取得時期（何を取得したかについては不明だが、所有権ではないことは確かであろう。）とし、それが婚姻関係存続期間内であるかどうかで、夫婦共同財産であるかどうかを判断している。

本件で問題となっているのは住宅所有権であるから、素直に考えれば、所有権取得の時期が婚姻関係存続期間内であるかどうか、を基準として、夫婦共同財産であるのか、それとも個人特有財産であるのか、を判断することになろう。本件より数年後になるが、江蘇省高級人民法院の調査報告では、「住宅所有権の取得の時期を、住宅が夫婦の共同財産であるか、それとも一方の個人財産であるかを区切る根本的拠り所とすべきである。」と述べているのである⁽²⁶⁾。

4 むすびに代えて

本稿では特に考察の対象としなかったが、本件を素材として裁判における政策の機能も重要な論点となる。婚姻法改正前に開かれた民事裁判活動会議⁽²⁷⁾では、婚姻家族紛争を処理するにあたって住宅制度改革に及ぶ場合、「政策と一致する」原則を堅持することが確認されていた。そして、本件「解説」でも再三「政策と一致する」ことが強調されているからである。

(國谷知史)

(26) 前掲注20第178・179頁。

(27) 「全国民事案件審判質量工作座談会紀要」（1999年11月29日）、人民法院出版社法規編輯中心編『婚姻家庭繼承司法解釋小文庫』第8頁、人民法院出版社（2008）、による。